

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について…………… 1
- 平成 20 年度事業計画及び予算について …………… 4
- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について…………… 4

公告第 6 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 20 年 2 月 28 日招集の第 134 回組合会において議決され、平成 20 年 3 月 6 日付けで総務省大臣に認可申請を行ったところ、平成 20 年 3 月 28 日付け総行福第 121 号をもって認可されたので公告する。

平成 20 年 3 月 31 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 鷲 澤 正 一

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 33 条第 1 項中「、特定消防組合員」の次に「、長期組合員、市町村長長期組合員、特定消防長期組合員」を加え、同条第 2 項中「第 7 項」を「第 10 項」に改め、同条第 3 項中「である組合員」の次に「(第 6 項に規定する市町村長長期組合員を除く。)」を加え、同条第 4 項中「政令第 352 号」の次に「。以下「改正前の施行令」という。」を加える。

第 33 条中第 7 項を第 10 項とし、第 6 項を第 9 項とし、第 5 項を第 8 項とし、第 4 項の次に次の 3 項を加える。

5 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条に規定する被保険者をいう。）である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員とする。

6 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。

7 特定消防長期組合員は、長期組合員のうち改正前の施行令附則第 9 条に規定する特定消防職員である組合員とする。

第 34 条に次のただし書を加える。

ただし、長期組合員、市町村長長期組合員及び特定消防長期組合員に対しては、法第 53 条第 1 号から第 10 号まで、同条第 11 号から第 13 号まで及び法第 54 条に規定する短期給付は行わない。

第 38 条中「次条」を「第 39 条」に改める。

第 39 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 法第 112 条の 2 に規定する特定健康診査及び特定保健指導

第 40 条の表（一）中

「

一般組合員	$\frac{38.80}{1,000}$	$\frac{5.15}{1,000}$	$\frac{2.65}{1,000}$	$\frac{38.80}{1,000}$	$\frac{5.15}{1,000}$	$\frac{2.65}{1,000}$
市町村長組合員						
特定消防組合員						

」を

「

一般組合員	1,000 分の 43.85	1,000 分の 4.8125	1,000 分の 2.65	1,000 分の 43.85	1,000 分の 4.8125	1,000 分の 2.65
市町村長組合員						
特定消防組合員						
長期組合員						
市町村長長期組合員	1,000 分の 1.7	—	—	1,000 分の 1.7	—	—
特定消防長期組合員						

」に

改める。

第 40 条の表（二）中

「

一般組合員	$\frac{31.04}{1,000}$	$\frac{4.12}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$	$\frac{31.04}{1,000}$	$\frac{4.12}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$
市町村長組合員						
特定消防組合員						

」を

「

一般組合員	1,000 分 の 35.08	1,000 分 の 3.85	1,000 分 の 2.12	1,000 分 の 35.08	1,000 分 の 3.85	1,000 分 の 2.12
市町村長組合員						
特定消防組合員						
長期組合員	1,000 分 の 1.36	—	—	1,000 分 の 1.36	—	—
市町村長長期組合員						
特定消防長期組合員						

」に

改める。

第 40 条の 2 中「1,000 分の 77.60」を「1,000 分の 87.70」に、「1,000 分の 10.3」を「1,000 分の 9.625」に改める。

附則第 2 項の表中

「

一般組合員	$\frac{31.04}{1,000}$	$\frac{4.12}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$	$\frac{31.04}{1,000}$	$\frac{4.12}{1,000}$	$\frac{2.12}{1,000}$
市町村長組合員						
特定消防組合員						

」を

「

一般組合員	1,000 分 の 35.08	1,000 分 の 3.85	1,000 分 の 2.12	1,000 分 の 35.08	1,000 分 の 3.85	1,000 分 の 2.12
市町村長組合員						
特定消防組合員						
長期組合員	1,000 分 の 1.36	—	—	1,000 分 の 1.36	—	—
市町村長長期組合員						
特定消防長期組合員						

」に

改める。

附則第 11 項中「平成 19 年度」を「平成 20 年度」に、「1,490 円」を「1,565 円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 40 条、第 40 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 20 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第 7 号

平成 20 年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 20 年度事業計画及び予算については、平成 20 年 2 月 28 日招集の第 134 回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成 20 年 3 月 31 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 鷲 澤 正 一

公告第 8 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 20 年 3 月 31 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 20 年 3 月 31 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 鷲 澤 正 一

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 41 条の次に次の 1 条を加える。

（資金の繰入れ）

第 41 条の 2 平成 20 年度における地方公務員等共済組合法施行規程第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、1,565 円とする。

附則中第 11 項を削り、第 12 項を第 11 項とし、第 13 項を第 12 項とし、第 14 項を第 13 項とする。

附 則

この変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。